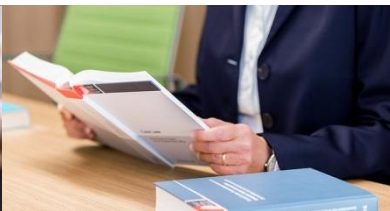




Europäisches
Patentamt
European
Patent Office
Office européen
des brevets

欧州特許庁審判部の最近の動向について

国際知財司法シンポジウム2022にて発表



Boards
of Appeal

エグゼクティブ・サマリー



係属中の案件数の大幅な削減



口頭審理におけるビデオ会議技術の向上、及び、緊急事態におけるその大規模な活用の成功例



デジタル化、及び、ペーパーレス化ソリューション

審判部長官設定の5ヵ年目標

目標

- 2023年までに
係属中の案件数を**7,000件以下**に削減すること
- 2023年までに
全案件の**90%**を受理後**30月以内**に処分すること



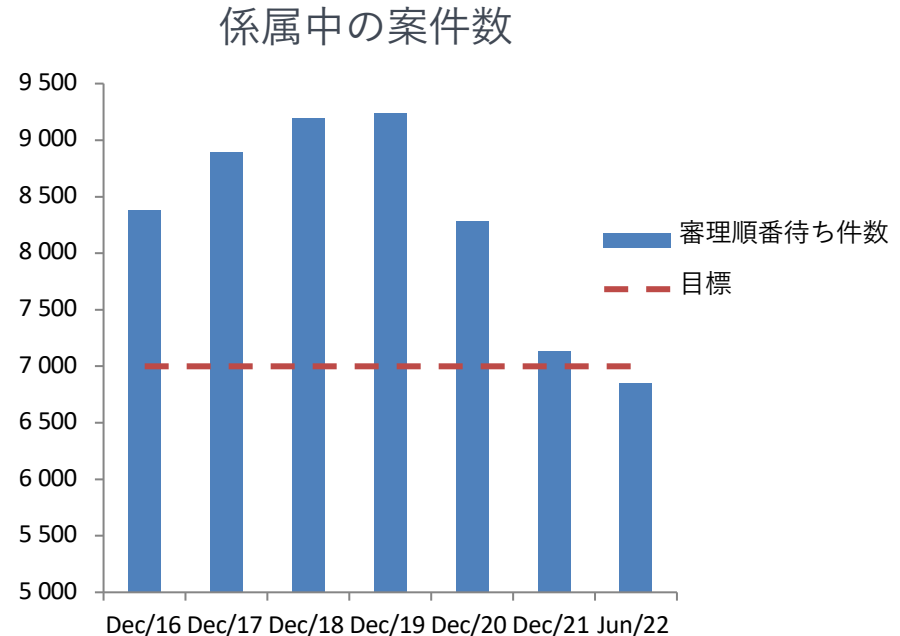
2022年6月3日時点の審理順番待ち件数及び審理期間

- 係属中の案件 6,786件
(2021年12月31日時点より**345件削減**)
- 全案件の90%が受理後58月以内に処分
(2021年12月31日時点より**1月短縮**)



作業量及び処理件数

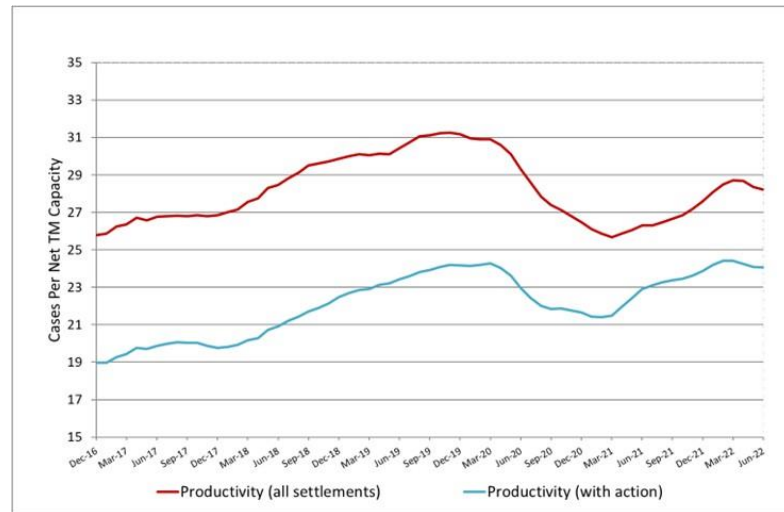
- 2022年上半期の技術系審判事件の受理件数は1,626件、2021年同期比で66%増加
- 審理順番待ち件数は6,786件まで削減
- 処理件数はパンデミック前の水準を超越



生産性

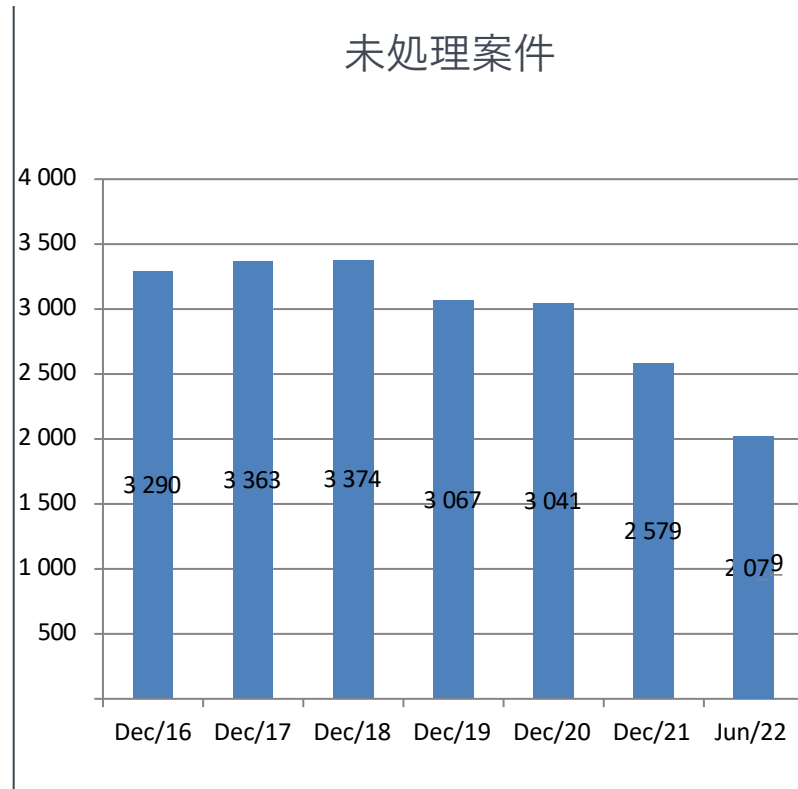
- 生産生産性は「アクションを伴って」処分された案件に基づいて算出：
 - 約90%の案件で、アクションには口頭審理が含まれる
 - 従って、生産性は、口頭審理を実施出来るか否かに大きく依存
- 2022年上半期の生産性は2021年12月比で0.5%向上

生産性（12月連続）



未処理案件の進展

- 2022年上半期は未処理案件は2,079件まで削減
- 2021年12月31日時点と比較して19.4%減
- 業務配分計画の修正により、審理順番待ち件数全体がさらに大幅に削減される見込み

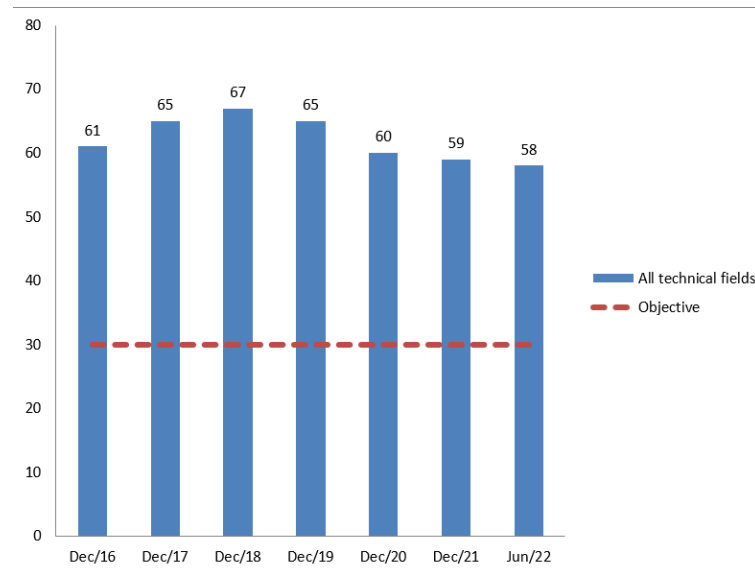


審理期間

- 審判部は、2018年のピーク時の水準から審理期間の短縮に成功
 - 2018年のピーク時の水準と比較して、9月の短縮（13.4%）を達成
- パンデミックにより、審理期間のより実質的な短縮が妨げられた

適時性結果

(全案件の90%の処分が完了するのに費やした月数)



その他のトピック



品質



ダイバーシティ及びインクルージョン



行動規範

パンデミック後の実務の予測



テレワーク



デジタル化



口頭審理

テレワーク



EPOは、新たなテレワークの方法を強化する新たな内部規則を制定； 審判官は、追加規則の対象



審判部が機能するには、口頭審理が包括的に重要



審判部の内部規則で、審判部での口頭審理のスケジュール及び実施は、審判官のテレワークに優先することが明確化

デジタル化



ビデオ会議（VICO）による口頭審理の導入及び更なる開発



iPadプロジェクト及びデジタルファイル憲法で実現する
ペーパーレス化



有志の参加者のネットワークが進歩の鍵



欧州特許庁による優れた技術サポート

ビデオ会議(VICO)による口頭審理に関する法的枠組み



新RPBA2020第15a条は、2021年3月23日に欧州特許機構管理理事会で承認され、2021年4月1日に発効。

2021年7月16日に発行された付託案件番号G1/21における拡大審判部の決定の命令：

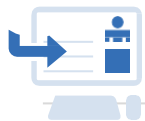


「当事者がEPOの建物内での口頭審理に対面で出席することができないような緊急事態の期間中は、たとえ当事者全員がビデオ会議形式で口頭審理を行うことに同意していなくても、審判部で口頭審理をビデオ会議形式で行うことは、EPCに適合している。」



注：この命令は、緊急事態以外の状況を対象としておらず、審査及び異議申立手続におけるビデオ会議による口頭審理についても定めていない。

ビデオ会議（VICO）口頭審理に関する技術的施策



2021年初頭から本格的に導入された様々なオプション



「完全分散型」のセットアップが可能



Zoomの利用と通訳を用いた口頭審理の円滑化により、大多数の当事者系審判でビデオ会議による口頭審理が実施可能に

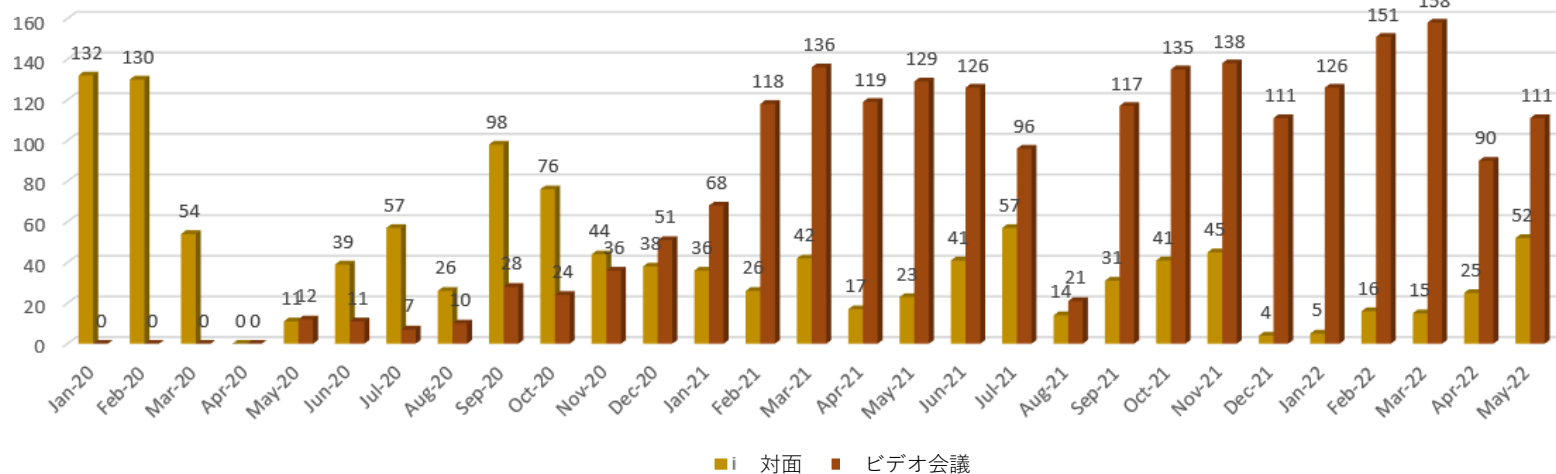


有志の審判官で研修を多数実施（ピアツーピア研修）

口頭審理

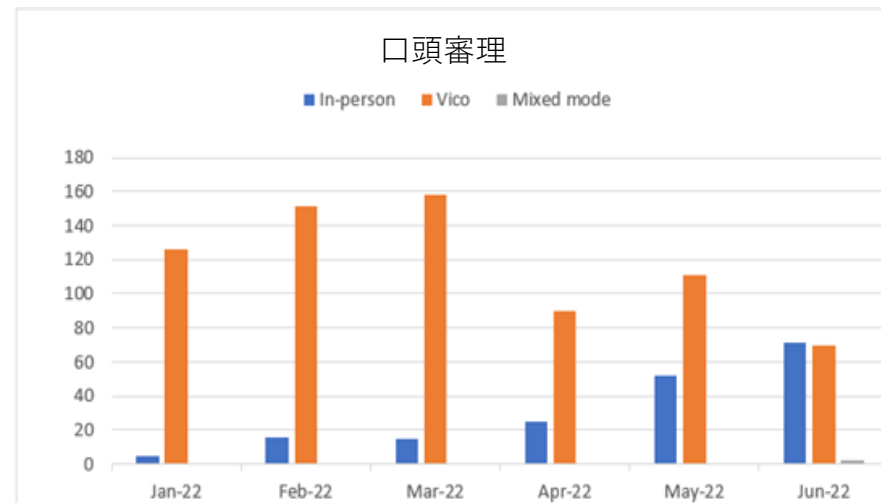
- パンデミックへの対応で、ビデオ会議と混合方式の口頭審理が可能に

口頭審理／月



口頭審理に関する施策

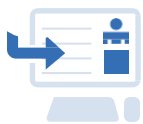
- 新RPBA2020第15a条(1)に基づく口頭審理
 - ー 2021年上半期で、ビデオ会議による口頭審理は、全ての口頭審理の79%
- 対面の口頭審理
 - ー 対面の口頭審理は、審判部にとって引き続き重要な要素



結論



審判部は審理順番待ち件数を削減し、一つ目の5ヵ年目標を達成



BOAはテレビ会議システム（VICO）技術で大規模活用した口頭審理の実施に成功。ただし、ポストパンデミックの状況でVICO技術をどの程度使用できるかは不透明



COVID-19は、審判部でのデジタル化の加速に貢献。開発したソリューションはポストパンデミックでも継続利用



品質重視の意思決定が、依然として審判部の中心的な優先事項

Thank you very much for your attention!

Ingo Beckedorf

技術審判部 3.2.07 部門長